

第5 施策展開の方向

「第4 現状と課題」を踏まえ、本計画で取り組むべき事項を大きく4項目に整理し、具体的な取組を展開していきます。

1 普及啓発活動の充実

動物の愛護と適正飼養の普及啓発活動について、各主体の広報媒体やネットワークを活用するなどにより充実を図ります。

また、獣医師や動物愛護推進員を講師とした講習会等を開催するなどにより、動物の飼養に関する専門的な知識や技術、ボランティア活動から得られた体験等を県民に伝達する場を拡大していきます。

2 終生飼養の推進

動物の飼い主に対し、各主体が協働で、動物の終生飼養が社会的な責任であることを認識していただき、保健所に收容される犬やねこの減少、動物の遺棄の防止を図ります。

また、保健所に收容された犬やねこについては譲渡の推進等により、殺処分される犬やねこの減少を図ります。

3 動物の健康保持及び地域の生活環境の保全

動物の適正飼養を推進し、動物の健康を保持するとともに、動物由来感染症の発生防止等、地域の生活環境の保全を図り、動物を飼養していない人や動物を好まない人を含め、県民が動物飼養に対し不満を持たない地域づくりに努めます。

4 動物の愛護管理推進への基盤づくり

動物愛護推進協議会の運営、被災動物救済体制の整備、動物愛護管理に関する人材の育成等により、動物の愛護及び適正飼養を推進していく基盤を整備します。